

《一般名処方加算について》

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安全供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載する事です。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

薬剤の一般名称を記載する処方箋を発行した場合は、当該処方箋の内容に応じ、処方箋の交付1回につき2024年度の診療報酬改定に関連して6月1日より下記の通り算定いたします。

加算名称		点数
一般名処方加算1	後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上の場合に限る)が一般名処方されている場合	10点
一般名処方加算2	1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合	8点